

# 加入申請の提出書類について

加入区分	必要な書類等
<p>第1種組合員</p> <p>医師</p> <p>(東京都医師会会員の医師)</p>	<p>①加入申込書（地区医師会及び大学医師会にあります）</p> <p>②世帯全員が記載された住民票 （3か月以内に発行された続柄等全て記載されたもの）</p> <p>③預金口座振替依頼書（地区医師会及び大学医師会にあります）</p> <p>④加入しない家族の被保険者証の写し</p> <p>⑤番号確認書類及び身元確認書類の写し※裏面を参照してください。</p> <p>⑥医療・福祉の事業又は業務に従事していることの証明書</p> <p><b>A：事業主の医師の場合</b> 下記のア～エのいずれか1つ</p> <p>ア 診療所開設届の写し（保健所）</p> <p>イ 診療報酬（総括）請求書の写し（点数部分は不要）</p> <p>ウ 保険医療機関指定通知書の写し（関東信越厚生局）</p> <p>エ 診療所開設許可申請書の写し（保健所）</p> <p><b>B：勤務医師・大学医師会所属の医師の場合</b> 下記のア～ウのいずれか1つ</p> <p>ア 雇用契約書の写し</p> <p>イ 在籍証明書、学生証、身分証、出勤簿等の写し</p> <p>ウ 健康保険適用除外承認申請書（地区医師会にあります）</p> <p>※厚生年金適用事業所に常勤で勤務する場合は、ウが必須になります。 （事業主が医師国保に加入していない場合は、加入できません）</p>
<p>第2種組合員</p> <p>従業員</p>	<p>①加入申込書（地区医師会にあります）</p> <p>②世帯全員が記載された住民票 （3か月以内に発行された続柄等全て記載されたもの）</p> <p>③加入しない家族の被保険証の写し</p> <p>④第1種及び第3種組合員に雇用されている証明書 厚生年金を適用している事業所は、アを、 その他の事業所は、イ～エのいずれか1つを提出してください。</p> <p>ア 健康保険適用除外承認申請書（地区医師会にあります）</p> <p>イ 就労証明書（加入申込書の裏面に記入してください）</p> <p>ウ 雇用契約書の写し</p> <p>エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し</p>
<p>家族</p>	<p>①加入申込書（地区医師会及び大学医師会にあります）</p> <p>②世帯全員が記載された住民票 （3か月以内に発行された続柄等全て記載されたもの）</p> <p>③資格喪失証明書（社会保険等を資格喪失している場合）</p>
<p>第3種・第4種組合員 75歳以上</p>	<p>※必要な書類については、組合事務所までお問い合わせください。</p>